

エネジン株式会社

適正な商慣行・料金運用に向けた取組み宣言

エネジン株式会社は、お客様の信頼にお応えし、地域の皆様から親しまれ、選ばれる企業を目指してまいりました。

今回の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の改正に伴い、弊社は引き続き、以下に掲げる通り、関係法令等を遵守した事業運営に努めてまいります。

1. 正常な商慣行を超える利益供与や、お客様の事業者選択を制限する契約の締結は行いません。
2. 賃貸住宅向けの設備費用は、ガスをお使いいただくお客様向けのガス料金には計上しません。なお、賃貸住宅以外のお客様について、ガス消費に係る設備費用をガス料金に計上する際は、ガス基本料金及び従量料金とは切り離して表示します。
3. 不動産会社様等と連携し、ガス使用を希望されるお客様に対し、事前にガス料金を提示するよう努めます。
4. 上記取組みの履行を、社長を筆頭とする社内体制のもと管理監督してまいります。また、社内講習会等を継続的に実施し、関係法令等の理解を深めるとともに、上記取組みの浸透を図ります。
5. 社会への貢献として、持続可能でより良い社会の実現に、カーボンニュートラルや災害時対応等をはじめとした各種取組みを通じて貢献することを目指します。

以上